

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

平成30年3月22日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 干山 善幸

1. 工事概要

(1) 工事名 那覇空港取付誘導路ケーブル切替その他工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 沖縄県那覇市安次嶺531-3 (那覇空港内)

(3) 工事内容

本工事は、那覇空港取付誘導路整備に伴い、誘導路灯の仮設工事及び航空灯火等の幹線ケーブル切替、撤去工事を行うものである。

1) 仮設工事

標識灯 EL0-38 (再使用)	22灯
標識灯 T-2 (再使用)	1灯
高压ケーブル布設 (3kV PN 1c-8sq)	約900m
低压ケーブル布設 (2PNCT 2c-3.5sq)	約1200m

2) ケーブル切替工事

高压ケーブル布設 (5kV PN 1c-8sq)	約3000m
高压ケーブル布設 (3kV PN 1c-8sq)	約15000m
高压ケーブル布設 (6kV EM CE3c-14sq)	約1000m
低压ケーブル布設 (600V EM CE2c-5.5sq)	約1000m
低压ケーブル布設 (600V EM CE3c-5.5sq)	約2500m
低压ケーブル布設 (600V EM CE2c-22sq)	約400m
低压ケーブル布設 (600V EM CE2c-38sq)	約300m
光ケーブル GI-4c	約300m
光ケーブル GI-2c	約4200m
ケーブル接続材	1式
付属配管	1式

3) 撤去工事

高压ケーブル布設 (5kV PN 1c-8sq)	約2200m
高压ケーブル布設 (3kV PN 1c-8sq)	約14000m
高压ケーブル布設 (6kV EM CE3c-14sq)	約1000m
低压ケーブル布設 (2PNCT 2c-3.5sq)	約2900m
低压ケーブル布設 (600CV 2c-3.5sq)	約100m
低压ケーブル布設 (600CV 2c-5.5sq)	約700m
低压ケーブル布設 (600CV 3c-5.5sq)	約900m
低压ケーブル布設 (600CV 2c-22sq)	約100m
低压ケーブル布設 (600V EM CE2c-5.5sq)	約1000m
低压ケーブル布設 (600V EM CE2c-38sq)	約300m
光ケーブル GI-4c	約250m

光ケーブル GI-2c	約4000m
標識灯 FLB-39S	30灯
標識灯 FLB-39W	5灯
標識灯 LB1-92D	1灯
標識灯 FLU-9A	3灯
標識灯 FLU-9DL	6灯
標識灯 FLB-9B	3灯
標識灯 EL0-38	25灯
標識灯 T-2	1灯
標識灯 T-7VR-4型(片面)	2灯

- (4) 工期 契約締結の翌平日から平成30年11月2日まで
- (5) 本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））の対象工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気工事業」のA等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成28年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 但し(2)の再認定を受けている者を除く。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照すること。）。
- (8) 次に掲げる施工実績を有すること。

平成14年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす工事の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）

なお、国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した上記工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

施工実績

国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、共用空港又はその他の空港における、航空法施行規則第117条に規定する飛行場灯火の設置工事。

- (9) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は生じない。
- ① 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
監理技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② (8)に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、工事の経験は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者の経験とする。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④ 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。
- (10) 施工計画に係る技術的所見が適正であること。
なお、記述のないもの又は著しく不適正な内容である場合は、競争参加資格を認めない。
- (11) 富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県内に建設業法に基づく本社、支社又は営業所を有すること。
- (12) 大阪航空局が発注した電気工事で、平成27年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (13) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格及び3(3)2)に示す評価項目をもって入札を行い、3(2)の要件に該当する者のうち、3(3)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、もっとも高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。

(2) 評価対象要件

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

- 1) 競争参加資格を満たす者に標準点100点を与え、さらに評価基準に応じて加算点を与える。
最大加算点は、20点とする。
- 2) 評価項目は次のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。
 - ・ 施工計画
 - ・ 企業の施工能力
 - ・ 配置予定技術者の能力
- 3) 総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について1)及び2)により得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(4) 実施上の留意事項

- 1) 受注者により提案された施工計画について、受注者の責により提案が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。(入札説明書参照)
- 2) 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
15階 大阪航空局 総務部 契約課 契約係
電話番号 06-6949-6206 FAX 06-6949-6220

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年3月22日から平成30年4月5日まで

交付場所 1) 上記 (1) 担当部局

2) 〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3

国土交通省那覇空港事務所会計課

電話 098-859-5106

3) 4. (1) 担当部局窓口にて紙で配布することに加え、電子データによる配布も行う。電子データによる受取りを希望するものはその旨を4. (1) の担当部局へFAXで連絡すること。その際、FAXには社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

4) 4. (2) 1) 及び4. (2) 2) の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、4. (1) 担当部局に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

平成30年4月5日 午後5時まで

(a) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 平成30年5月8日 午前9時から午後5時まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに4. (1) あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札日時 平成30年5月9日 午後2時

開札場所 大阪航空局入札室

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

上記(1)の担当部局と同じ。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、上記2(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(8) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特記仕様書等による。

- (9) 施工計画に対する留意事項
競争参加資格の審査において、施工計画の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。
- (10) 詳細は入札説明書による。